

彦根市人権尊重審議会 令和5年度 第2回審議会 議事録

日 時	令和5年(2023年)11月20日(月) 14時00分～15時30分
場 所	彦根市役所5階 5-1、5-2 会議室
出席者	
【審議会委員】	富川拓、力石寛治、大橋秀子、戸成晴美、松野和則、郷野征男、岸田清次、奥村ルシア克子、押谷浩司、高橋嘉子 ※敬称略
【事務局】	企画振興部次長(馬場)、同部人権政策課長(村田)、人権・福祉交流会館長(中江)、教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課長(小磯)、企画振興部人権政策課(西山、佐伯、加納、高木)

1 開会

事務局

定刻になりましたので、「令和5年度 第2回 彦根市人権尊重審議会」を開催いたします。開催に当たりまして、企画振興部次長の馬場がご挨拶を申し上げます。

企画振興部次長

皆さま、こんにちは。企画振興部次長の馬場でございます。本年度第2回目の彦根市人権尊重審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

平素は、本市人権施策の実施につきまして、格別のご支援、ご指導をいただき、誠にありがとうございます。

さて、社会経済と同様に、人権をめぐる国内外の情勢も大きく、そしてめまぐるしく変わってきております。世界では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化している最中、中東においても軍事衝突が新たに勃発し、連日、テレビに映し出される悲惨な映像が私たちを悲しませています。「21世紀は人権の世紀」と言われて久しいにもかかわらず、「最大の人権侵害」は今もなくなっておりません。

一方、国内に目を転じますと、いじめや虐待、ハラスメントが横行し、高齢者の生きがいや女性の活躍が求められ、また、ヘイトスピーチや多様な性のあり方に社会の注目が集まっています。

こうした情勢の変化を踏まえまして、平成21年(2009年)に策定した「彦根市人権施策基本方針」を見直すことといたしました。

委員の皆さまには、昨年来、「人権に関する市民意識調査」の実施および「人権施策基本方針」の改定につきまして、慎重かつ丁寧なご審議をいただき、お陰様で、本日は、いよいよ改定にかかる意見の取りまとめの段階までまいりました。

今回も事前に、大量の資料をご精読いただいていることと存じます。どうか、それぞれのお立場で忌憚のないご意見をお聞かせくださるようお願いして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、大へん、ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

馬場次長は、他の公務のため、ここで、退出させていただきます。

審議に入ります前に、皆様に4点、お願いをします。1点目は、携帯電話、スマートフォンは、電源をお切りいただくか、マナーモードにお願いします。2点目は、発言方法ですが、発言の前に、手をあげていただき、議長の許可を得た上で、名乗ってからお話してください。3点目は、会議録作成のため録音させていただきますので、ご発言の際は、大きめの声でお願いします。4点目は、広報紙への掲載や報道機関への情報提供等のため、審議会の様子を写真撮影させていただきますので、予めご了解ください。

続きまして、新しく委員になっていただいた方をご紹介します。

(新委員1名を紹介、新委員あいさつ)

事務局

続きまして、会議の成立についてご報告します。本日の出席委員数は、全12名のうち、お二人を除く10名でございます。従いまして、彦根市人権尊重審議会規則第6条第2項の規定により、定足数である委員の半数以上となっておりますので、本日の会議は成立しています。

それでは、ただ今から議事に入ります。議事につきましては、審議会規則第6条第3項の規定により、会長が議長となりますので、富川会長、よろしく申し上げます。

2 議事

会長

皆さま、こんにちは。富川でございます。どうぞよろしく申し上げます。本日は、本審議会の最終日ということで、諮問に対する答申案を取りまとめることとなります。

最初に、事務局および委員の皆様をお願いします。委員の皆様は、事前に資料を読み込んでいただいていると思いますので、事務局の説明はできるだけ簡略をお願いします。また、委員の皆様も、円滑な議事の進行にご協力くださるよう、よろしくお願いします。

それでは、「議題(1) 前回審議会における委員意見等とそれらへの対応について」、審議を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「前回審議会における委員意見等とそれらへの対応について」、ご説明します。資料1の表と「資料2 今回提示案」、また必要に応じて「資料3 前回提示案」をご用意ください。資料1は、本年10月16日に開催した「令和5年度 第1回 人権尊重審議会」、以下「第1回審議会」と言います、において、委員の皆様からいただいたご質問やご意見、ご提案に対する市の対応方針をまとめたものです。

その主な内容をご説明します。資料1の5分の1ページ、資料2の5ページをご覧ください。資料1の下から3段目と2段目ですが、「国における近年の主な取組状況」の表に、「DV防止法」を記載すべきというご意見です。これについては、令和5年6月に、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化等を内容とする、「改正DV防止法」が公布されましたので、資料2の令和5年の段一番上に記載のとおり追加しました。

次に、資料1の5分の2ページ、資料2の8ページをご覧ください。資料1の一番下の段ですが、「(2) 人権施策基本方針改定の趣旨」に関する記載について、「人権に関する市民意識調査」での問い「これまで以上に教育や啓発をすべきと思う人権課題」に対する結果は、主要課題の全てを記載すべきというご意見です。これについては、資料2に記載のとおり、「その他」を除く全ての主要課題を多い順に記載しました。

次に、資料1の5分の3ページ、資料2の12ページをご覧ください。資料1の上から1段目と2段目ですが、「3 人権施策の基本方向」の「(3) 相談・支援体制の充実」について、国の所管である、人権侵害を受けた場合の救済や処罰に関する記述を削除すべき、または改めるべきというご意見です。これについては、国との関係は「イ 関係機関相互の連携」で読み取ることとし、救済や処罰に係る記載は削除しました。

資料1の同じページ一番下の段、資料2の17ページをご覧ください。「(2) 女

性に関する人権問題」のところで、女性の登用率を記載していますが、「ひこねかがやきプランⅢ」の目標数値を記載すべきとのご意見です。これについては、同プランは令和4年3月に策定されたばかりであることから、必ずしもその目標数値に対して成果が不十分という意味ではないのですが、参考として、括弧書きで記載しました。

次に、資料1の5分の4ページ上から3段、資料2の19・20ページをご覧ください。「(2) 女性に関する人権問題」のところで、【取組方針】の「① 政策や方針など意思決定の場への女性参画の推進」に関して、政治分野での女性登用にも触れるとともに、女性登用のためのクォータ制導入についても記載すべきとのご意見です。これらについては、いずれも「ひこねかがやきプランⅢ」に記載があることから、資料2のとおり、いずれも記載しました。

同じページの4段目と5段目、資料2の29・30ページをご覧ください。「(6) 外国人に関する人権問題」のところで、「わが国に暮らす外国人」という表現について、入管申請中の外国人も含むべきであり、「外国人(在留外国人)」ではなく、単に「外国人」とすべきであること、また、外国にルーツを持つ人もここに加えるべきとのご意見です。これらについては、「外国人(在留外国人)」としたのは、増加している根拠となるデータを在留外国人に求めたからで、他意はないこと、また、分かりやすさも考慮して「(在留外国人)」は削除しました。また、「外国にルーツを持つ人」も増えているだろうと思いますが、データがなく、また、「多文化共生プラン」における記載との整合も考慮して、ここでは記載しないこととしました。

次に、資料1の同じページ一番下の段および5分の5ページ、資料2の30ページをご覧ください。「ヘイトスピーチ」は「差別的な言動」と言い換えるとともに、【取組方針】にヘイトスピーチを加えるべきとのご意見です。これらについて、先ず、「ヘイトスピーチ」を単に「差別的な言動」とするのは不十分な表現だと思われるので、資料2の4行目、5行目のとおり、“特定の民族や国籍の人々を日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとする差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」、と修正しました。

次に、【取組方針】にヘイトスピーチを加えることについては、資料2の33ページにあるとおり、「③ 多文化共生の地域づくりの推進」に「b」として、「ヘイトスピーチ解消の必要性を周知し、理解を深めるための啓発を進めるとともに、ひこね外国人相談センターにおいてヘイトスピーチ等の人権侵害に関する

相談に対応します。」を追記しました。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。冒頭、事務局から説明のあったとおり、発言の際は挙手をお願いいたします。私が指名しますので、最初に名乗ってからお話しください。それでは、ご質問、ご意見等のある方の挙手をお願いします。

会長

それでは、特にご意見等はないようですので、次の議題にまいります。「(2) 『彦根市人権施策基本方針』の改定に係る意見取りまとめについて」のうち、先ず、「ア 本文について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「資料2 今回提示案」と「資料3 前回提示案」をご用意ください。

議題(1)でご説明した以外の修正等についてご説明します。お示しするページ数は、特に断らない限り、資料2、資料3ともに同じであり、単に資料の何ページと言います。

資料の1ページをご覧ください。表の上2行目ですが、前回の審議会でのご意見を反映し、「国際人権規約」という文言を加えて、『国際人権規約』をはじめ様々な人権関係条約等」と修正しました。なお、「国際人権規約」の右側に付いているアスタリスクは、用語解説があるという意味で、以下同様です。

資料の4ページ、5ページをご覧ください。「国における近年の主な取組状況」の表のうち、法律名に下線が引いてあるものは、括弧書きで通称を追記したものです。また、令和5年の上から2つ目の「子ども基本法」ですが、「子ども」の子はひらがなが正しい表記なので、修正しました。さらに、名称欄の右に区分欄を設けて、その法律がどの人権課題に対応するのかを、新たに記載しました。

資料の6ページ、7ページをご覧ください。「本市における近年の主な取組状況」の表について、今ほどの国の表と同様に、取組内容欄の右に区分欄を設けて、その取組がどの人権課題に対応するのかを、新たに記載しました。

資料の13ページをご覧ください。上から10行目ですが、「部落差別の解消の推進に関する法律」に括弧書きで通称を追記しました。以下同様です。次に、同じページの下から6行目をご覧ください。“同僚”となっています”を“同僚の順となっています”と修正しました。

資料の23ページをご覧ください。「③ いじめ防止対策の充実」のbの1～2行目にある「いじめ相談ホットライン」の「ホット」をひらがな表記に修正しまし

た。また、下から 2 行目にあります“貧困”を“子どもの貧困”と修正しました。

資料の 26 ページをご覧ください。2 行目ですが、前段の“彦愛犬権利擁護サポートセンター”と“障害者相談支援事業所の順番を、”後段の表現と整合するよう逆にしました。

次に、資料 2 の 30 ページの 1 行目、資料 3 の 29 ページの最終行から 30 ページの 1 行目をご覧ください。「国籍の違う人どうしが隣り合って暮らす社会」を「彦根市多文化共生プラン」の表現に合わせて、「国籍などに関わらず誰もが同じ地域に暮らす社会」に修正しました。

資料の 31 ページをご覧ください。“多文化共生”を、述部の「進める」につながるよう、“多文化共生社会づくり”と修正しました。

資料 32 ページをご覧ください。“外国にルーツを持つ児童生徒と保護者に対して”とありますが、全ての人を対象となるわけではありませんので、“外国にルーツを持つ児童生徒と保護者で、日本語が十分理解できない者に対して”と修正しました。

資料の 36 ページをご覧ください。下から 5・6 行目の H I V に関する記載ですが、H I V についての説明を追加しました。

資料の 38 ページをご覧ください。下から 4 行目ですが、“フィルタリング普及”を“フィルタリングの普及”と修正しました。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、皆様からご質問、ご意見等をお願いいたします。

会長

それでは特にご意見なしということで、次に進みます。第 2 回審議会資料の配布後に、委員の皆さんからいただいた「今回提示案」に対する意見等について、審議したいと思います。先ず、事務局から、説明をお願いします。

事務局

追加資料 1 と追加資料 2 を併せてご覧ください。11 月 8 日にお送りしました第 2 回 人権尊重審議会資料のうち基本方針の改定素案(今回提示案)に対して、お二人の委員から事前に意見をいただきました。

先ず、追加資料 1 の上段、追加資料 2 の 14 ページ、5 行目の「また」以下をご覧ください。「今でも部落差別はあると思う人が約 6 割なのに対して、これまで以上に教育や啓発すべき人権問題として部落差別の問題を選択する人は約 2 割にとどまっており、この問題に対する市民の関心が低くなってきています。」

とありますが、「この問題」以下のところを、「この問題に対し、市民の矛盾した意識の表れとも言える結果となりました。」に修正すべき、とのご意見をいただきました。これについては、ご意見を反映し、次のように修正したいと考えます。

「約 2 割にとどまっており」以下を、「約 2 割にとどまっているという結果は、相反する意識の表れとも言え、この問題に対する市民の関心が低くなってきていると考えられます。」

次に、追加資料 1 の 2 段目、追加資料 2 の 39 ページから 40 ページをご覧ください。「(9) インターネット上の人権問題」について、市として SNS のモニタリングと削除要請を行う必要があるのではないかと、とのご意見をいただきました。これについては、【取組方針】に次の 1 項目を加えることにしたいと思います。「③ インターネットによる人権侵害の防止に向けた取組の推進」という項目を起こした上で、「a 悪質な差別的書込みをモニタリング(監視)する「インターネットモニタリング」の実施に向けた検討を進めます。」と追記したいと思います。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、皆様からご質問、ご意見等をお願いいたします。

委員

追加資料 1 の下の方の SNS の問題ですが、改正案で「実施に向けた検討を進めます」とありますが、これでは何をするのか全く見えてきません。何か案があるのか。「検討を進めます」なので、何を検討するのか、例えば、体制を、モニタリングの班を作るのか。以前に実施するよう提案したと思いますが、その後、実施されていないということですね。今回、他の委員からも指摘もあって、このような回答をされているのですが、例えば、次年度の事業に盛り込むとかのアクションを起こすのでしょうか。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

検討という言葉を使っているということは、次年度すぐということとは難しいという思いはあります。体制が整わないと実施できませんので。ただし、スタートという考え方もありますので、現体制のままできる範囲内で、例えば、それほど長時間でなく定期的にモニタリングを実施していくとか、あるいは人権センターで実施されている、モニタリングの技法等を学ぶ研修会に参加してスキルを身につけるなどの取組をしていきたいと考えています。

会長

どうぞ。

委員

多分、そんなに難しくないと思います。現体制の中で、一人でも担当をつくって交代制とか、できることから、ネット環境さえあれば、そんなに予算もかからないと思いますので。以前に聞いた話では、今の彦根市のインターネット環境では外部につなげることができないということであったと思いますので、その辺りの問題をクリアされれば、明日にでも取り組めるとと思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

「検討します」ととどめるのか、もう少し踏み込んだ表現にするのか、いかがでしょうか。委員の皆さまのご意見をいただければ、別の表現を考えていきたいと思います。

会長

今、事務局から提案いただきましたが、他の委員の方のご意見もいただきたいと思います。前々からの懸案事項ということです。いかがでしょうか。

委員

一つ質問ですが、この庁舎内でモニタリングをするということでしょうか。そして、外部のインターネットと接続できる環境に今、あるということなのでしょうか。

会長

事務局、お願いします。

事務局

庁舎内のパソコンを使ってモニタリングするということになります。職員のパソコンで、仮想空間を使ってインターネットと接続してモニタリングすることは可能です。

会長

ありがとうございます。外部のモニタリングは可能であると確認できました。その他、委員の皆さまいかがでしょうか。

委員

「検討」という言葉だけでは弱いと思います。できることとできないことがあると思いますが、もう少し具体的に表現した方がよいと思います。モニタリングだけではなく、その次に何が必要かということまで考えていくべきです。ヘイト的な表現や差別的な表現がたくさんあり、それらの統計をとったり、状況を確認したりして、そこからどのような対応をするのかということも考えていくべき

だと思います。とはいえ、先ずモニタリングしていくことが大切だと思います。

会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局

モニタリングをして、差別的な表現が出てきた後に行うのが削除要請ということになりますので、これを市が自ら行うのかと言うと、どの程度の事務量になるのかということも含めて考えていかなければならないと思いますので、今すぐには言えません。しかし、モニタリングをする場合、毎日何時間も行うのはハードルが高いですが、例えば1週間に1時間、2時間から始めるということは、やり方によってはできるかも知れないと思います。それで、「検討」という表現は消極的と言うご意見をいただきました。具体的に何をするのかと言えば、体制の整備や職員のスキルアップとなります。基本方針なので、あまり具体的なことは書きませんが、「実施に向けた取組を進めていきます」という表現ではいかがでしょうか。

会長

今、具体的な案を提示していただきました。「実施に向けて取組を進めます」ということです。より具体的な表現の方が市民には伝わりやすいとは思いますが、基本方針の中では、「取組を進める」でいかがかというご提案ですが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

委員

滋賀県の方ではモニタリングについて何か行っていますか。

会長

事務局、いかがですか。

事務局

滋賀県で実際にモニタリングを行っているとは聞いていません。県内の市町に声かけをして、輪番制などで実施してはという働きかけはあると聞いています。滋賀県人権センターの方では実施されています。

会長

回答、ありがとうございました。その他、この件につきまして、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

改めて確認をします。委員の意見に対して事務局から提示された案は「インターネットモニタリングの実施に向けて取組を進めます」ですが、これでよろしいでしょうか。その他、ご意見等がありましたら、この場で検討させていただきたいと思います。

委員

「実施に向けて取り組みます」と「実施に向けた取組を進めます」では大きな

違いはあるのでしょうか。もう少し前向きに「取り組みます」と言い切る方がよいと思います。

会長

ありがとうございます。とにかく一步でも前へ進めるということで、ご提案をいただきました。委員、もう一度、今の案をお願いできますでしょうか。

委員

「実施に向けて取り組みます」とすると、何か支障があるのですね。

事務局

ありません。「進める」と言った方がさらに前へ進んでいくというイメージだと思っていましたが、「取り組みます」でも「取組を進めます」でも、どちらでもよいと思います。

会長

ありがとうございます。日本語の表現の選択の問題となりますが、市民の皆さまがこれらの言葉の響きをどのように受け止めるのか、それぞれだと思います。委員の皆さまがどのように感じられるでしょうか。

委員

「取組を進めます」では、現に取り組まれているように感じますが、何もされていないので、「これから取り組みます」というイメージの方がよいと思います。実施する方向で宣言いただく方がよいと思います。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

今のご意見は「実施に向けて今後取り組みます」という表現でしょうか。

委員

そうです。

会長

他の委員の皆さま、いかがでしょうか。事務局よろしいでしょうか。

この点については、今、委員がご提示された案を採用します。ぜひ実際にモニタリングに取り組んでいただきたいと思います。

それでは、他のものも含めて、ここで何かご意見等がありますでしょうか。

委員

追加資料1の上段ですが、事務局の対応として、「矛盾」が「相反する」と言い換えてあるのはよいとして、気になりましたのは、原案の「この問題に対する市民の関心が低くなってきている」では、何か傍観者のようなイメージがあつて。これから啓発などをしていただかなくてはならない市として、傍観者的な表現だと思ったので、指摘しました。しかし、修正案の方も「相反する意識の表れと

も言え、この問題に対する市民の関心が低くなってきていると考えられます」となっていますが、これでよいのか。私もなかなかよい言い方が思い浮かばないのですが、他の委員の方も含めて、もう少し何かよい言い方がないのか、問いかけたいと思います。

会長

ご指摘ありがとうございます。こちらも表現と言うことになりますが、非常に大事なところだと思います。このあたり、事務局、もう一度ご説明ください。

事務局

ここは意識調査の結果を述べているため、このような客観的な言い回しになってしまいます。意識調査の結果は結果としてこのように受け止めた上で、市としては、誤った認識や意識がまだまだ残っていることを問題視しているのです。引き続き部落差別を市の主要な人権課題と位置付けて取り組んでいくという流れで書いています。調査結果を述べているだけのここに、市の意思を入れ込むのは難しいと思います。また、6割の人が部落差別は未だあると思っているのに、今後さらに教育や啓発を充実すべきと思う人が2割だということについて、さらに掘り下げた調査をしていないため、強く言い切れないところがあり、ここではこの程度しか言えないのではと考えました。後は、今後の取組として、これではいけないということで、引き続き一生懸命、取り組んでいくということを書いていますので、全体の文脈の中で読み取っていただくと事務局としては考えました。

会長

ありがとうございます。このページでは図を説明しているため、このような表現を修正案として提示されたという説明でした。委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員

まちづくり懇談会をずっとやってきましたが、今まで同和問題(部落差別)をやってきたのだから「もういい」という考え方もあります。「もういい」というのは、それを主題にせず、他の人権問題を主題にしていくというやり方です。高齢者の問題であっても他の問題であっても、部落差別が根本であるということです。他の差別は相手ははっきりしていますが、部落差別だけは、それが何かわかりません。(差別する理由が)何もないのに差別するのはおかしいというところから話に入っています。ここでは、関心が低いのではなく、他の問題も多いので、そちらにひっぱられているのです。部落差別に関心はあると思います。他の人権問題を主題にしても、必ず同和問題(部落差別)を入れていくという方法で、私はまちづくり懇談会をしています。文章としては、「相反する意識」ではないと思います。選択肢3つの一つに選ばなかっただけです。私の属する学区内で

実施するアンケートでも、最近の人権問題は何かと問うと、高齢者など身近な問題にマルをつけ、同和問題(部落差別)にはマルをしない傾向があります。関心がないのではないと思います。

会長

ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

事務局

今のご意見、よくわかります。掘り下げて意識調査をしていないということ、また、いくつでもマルをつけてよいという設問だったことから、判断は難しいです。10 幾つもある選択肢全部にマルをつける人は少なく、2つか3つでとどまってしまって、このような結果になったのかも知れません。しかし、それもあくまで推測です。それ以上、掘り下げた質問をしていないので、なかなか言い切れず、煮え切らない表現になっているかと思います。何か対案をいただけたらと思います。

会長

ありがとうございます。データの読み方はなかなか難しいところです。追加の調査ができればよいのですが、それも難しいと思います。今あるデータを前に、どのように表現するのか、なかなか難しい設問であったと思います。今、事務局から説明をいただきましたが、委員の皆さまいかがでしょうか。何かよい表現、市民に向けてのメッセージともなります。

委員

今、委員が言われたように、昔は同和教育という形で行われていましたが、今、各自治会では、以前ほど行われていないと思います。人権教育になると、差別の問題を広く学ぶため、同和地区とか部落差別とかを知らない子どもが多いように思います。研修や教育で子どもたちにどのように教えていくのかも課題です。意識調査の結果として、同和問題(部落差別)に対する関心がだんだん薄れてきているということは確かかと思いますが、あまりこだわる必要もないのではないかと思います。

委員

今の子どもたちは、関心が低いとか知らないとかではなく、知っています。いわゆる「寝た子を起すな論」になってしまいましたが、今、学校では昔のようにプログラム化された教育を受けていません。しかし、どこかで聞いてきたりネットで調べたり、差別的なことを発言する友だちから聞いたり、おじいさんやおばあさんから聞いたりして知っています。ただ、表立ってはいけないことだと分かっています。だから言いません。学校の先生は、今の子どもたちは差別をせず、差別発言もしないと言います。「お前、部落の人間だろう」などと表立ってはいけません。しかし、学校現場でも差別発言はあるし、子どもたちの中でも差別事

件は起こっています。皆さん知らないだけです。差別事件の数は減っていません。先ほどSNSの話もありましたが、ネットなどひどいものです。単純な興味で「部落差別」や「被差別部落」を調べて、正確ではない知識を得ています。

正しい知識を持ってもらうために、寝た子をどんどん起こすべきです。部落差別は、教えなければなくなるものではありません。「部落自然解消論」とか、基本方針の中にも出ていますが、自然になくなっていくのであれば、水平社ができて百年も経っているのに、なぜ部落差別はなくなっていないのでしょうか。

この文言に対してはもう結構です

事務局

原案のままでよいという意味でしょうか。

委員

修正案のままでよいです。

事務局

はい、わかりました。先ほど委員から、まちづくり懇談会などで、あまり部落差別は取り上げられていないというご意見もいただいたのですが、市全体では、この問題を取り上げている自治会もあります。また、市が主催している研修会でも、例えば4回連続で行っている「連続講座」でも、必ず同和問題(部落差別)は取り上げていますし、先ほど他の委員が言われたように、どのような人権学習を行う中でも部落差別について触れていくこととしています。平成28年に「部落差別解消推進法」ができたのですが、その法律の認知度さえ未だ低いという状態なので、市としてはまだまだ啓発していかなければならない重要な課題であると思っています。

部落差別を知るきっかけは「学校の授業で」というのが一番多く、子どもたちはみんな知っているはずです。そこで、学校支援・人権・いじめ対策課長から、子どもたちがどのように(部落差別を)学んでいるのかなど、聞きたいと思います。

会長

ぜひお願いします。

事務局

学年や発達段階によって、人権学習、部落問題学習を行っています。先日、部落解放研究の全国集会に参加して、いろいろな学びをしました。また、今の人権・部落問題学習がどうなのかと振り返って考える機会を最近、よくいただいています。今、学校現場では、系統立てた部落問題学習、例えば、中学校ブロックでは、共通教材を使って小学校6年生を中心に、水平社が主になるのですが、部落問題学習を行っています。ある中学校の例では、滋賀県人権センターに依頼して、他の中学校ではしていなかった『インターネットと人権』というテーマで、いわ

ゆるSNS上の人権侵害、特に部落差別問題について先進的に学習を行いました。ただ、課題としては、中学校現場において、特に部落問題学習に関して言えば、歴史的なことは一定社会科でも学習し、人権学習でもしてはいるのですが、どうしても身近なこととして捉え切れていないところが課題だと思っています。そのことを全国集会で再確認させていただいたと思っています。なぜかと言いますと、部落差別問題を学習している子どもの方が学習していない子どもより、大人になっても部落に対するマイナスイメージが強く残っている現状が垣間見えるということ、大学の先生からデータも示してお聞きしたからです。教育現場での大きな課題という意識を持ちながら今後、取り組んでいかなければならないと考えています。

会長

ご説明、ありがとうございました。

委員

文章で言うと、「という結果は、相反する意識の表れとも言え、この問題に対する市民の関心が気になりますので、今後とも進めていきたい」としたらどうでしょうか。「低い」と決定してしまうと何か問題があると(思います)。関心が低いのではなく、気になるので今後とも進めていかななくてはいけないとすればよいと思います。低くなったのもういいというのではなく。

会長

ありがとうございます。低いということだけを単に表現するのではなく、非常に懸念される状況であるということまでも含めてというご提案ですが、事務局、いかがでしょうか。」

事務局

「気になる」を「懸念」として、「市民の関心が低くなっているのではと懸念されます」という言い方でよろしいでしょうか。

会長

委員、どうぞ。

委員

確かに、意識調査結果の表し方でもあるでしょうが、あまりこだわらない方がよいと思います。アンケートの回収率も低いですね。今回は何パーセントでしたか。

事務局

40パーセントです。

委員

半分もいっていません。人権の状況は、今日はこうでも明日はまったく変わる可能性もあるし、必ずしもデータどおりにずっとそのまま同じ状態が続くこと

ではないと思いますので、あまり意識調査の結果にこだわらず、長年、人権問題に関わってきた市としてその思いを表した方が市民に伝わるのではないかと思います。同和問題(部落差別)だけでなく、他の人権問題についても、データとその解説が書かれています。同じことだと思います。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

いろいろご意見をいただきましたが、淡々と調査結果を書いていくのか、あるいは、前回調査に比べてよい数字は出ていないので、今後も低下していくのではと懸念されるということを書き加えるのか、どちらがよいのか、ご意見を集約いただければと思います。

会長

ありがとうございます。淡々と表現するのか、市からのメッセージをより意識して盛り込んでいくのかということになります。私としては、メッセージを込めていただくことも大事なかと、これまでの委員の皆様のご議論も経て、私はそう思っていますが、皆さまいかがでしょうか。私は、先ほどの「懸念」という最終的な案を入れていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

「懸念される」という言葉は必要だと思います。調査結果を受けた今後のことについては、文章と文章の間に図があり、その図の後に課題として必要だと書かれています。本当はこれ一連の文章なのに、離れてしまっているため、市の姿勢が気になるのかと思います。あくまでも意識調査の現状を見てこうなっています。他の委員が言われたように、同和問題(部落問題)もさることながら、人権問題として女性とか子どもとか外国人とか、いろいろ取り上げられるようになって、部落差別が薄まってきているところは実感するところではあります。「懸念される」ということは書けばよいと思います。

会長

ありがとうございます。「懸念する」ということばを入れるというご意見でした。事務局、どうぞ。

事務局

今のご意見を聞いて、確かに間に 2 ページにわたって図が入っているので、先ほど文脈を読み取っていただきたいと言ったものの、文章が切れているので文脈が伝わりにくいと思います。なので、16 ページの図の後の 5 行を図の前に持ってきて、文章としてつなげた方が伝わりやすいと思いますが、いかがでしょうか。

会長

ご提案、ありがとうございます。

委員

今、事務局が言ったように、ここは、先ず結果を述べて、その結果から今後どうするのかというところで、図の後に今後の取組を書かれているので、それを前に持ってきて、この図があって、これからどうしていくのかを記載すればわかりやすいと思います。

会長

ありがとうございます。文章を前へ移動してから図ということでご提案いただきましたので、それでよろしいでしょうか。

それでは、この部分で他に何か追加のご意見等がありますでしょうか。

それでは、特になしとします。様々なご意見をいただき、ありがとうございました。事務局から教育の現状についても追加で説明をいただきました。モニタリングの話からつながってきて、特に、子どもたちがごく小さい時からさまざまな情報に触れていく中で、教育の大切さ、こちらからどう働きかけていくかの大切さ、先回りでどんどんしていかななくてはならないという思いをよりいっそう持ちました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「イ 用語解説について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

「資料4 用語解説(案)」をご用意ください。これは、解説が必要な用語を五十音順に並べたものです。本文中に説明されている用語については記載してありません。説明の記載については、本市の各種個別計画等に記載されている用語解説のほか、国等による解説を参考としました。

会長

ありがとうございました。ただ今の説明について、皆様からご質問、ご意見等をお願いします。

会長

それでは、特にご意見等なしということで、議題(2)に係る審議は以上とし、本日の議題の最後である「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局からお知らせします。本日、11月20日以降の予定ですが、本審議会の意見を事務局の方で取りまとめますが、その前に、今の審議の結果、これ以上、確認していただく必要はないということでよろしかったでしょうか。いろいろ意見をいただきましたが、事務局の方で取りまとめてよろしいでしょうか。

会長

いろいろな意見をいただき、口頭では修正案を共有いただいておりますが、それらでよろしいでしょうか。

委員

修正等ではなく、お願いとしてですが、「人権施策基本方針」は、前回、2009年の策定から今回の改定まで14年間も、開きました。「5 推進体制」の「(1) 庁内の推進体制」において、「人権尊重審議会を設置し、基本方針に基づく人権施策の推進や基本方針の見直しなどの重要事項について審議します」とありますので、次の改定はそんなに間が開かないようお願いしたいと思います。特に、今後、ビジネスや環境と人権などが新たに問題になってくるとおられますので、ぜひ遅れのないようお願いします。

会長

ありがとうございます。追加のご意見ということで、非常に大事なところですよ。事務局、いかがでしょうか。

事務局

「人権に関する意識調査」も前回実施は約15年前であり、期間が開きすぎたのではないかと考えています。意識調査を定期的の実施して、推移を見ながら、適宜、基本方針を見直していくことが基本だと思います。他の委員の皆さまも今のご意見と同じ思いをお持ちでしたら、付帯意見として付けることは可能だと思います。

会長

ありがとうございます。ぜひ、人権尊重審議会からの意見として、今の委員の意見を委員全員の意見として届けたいと私は思いますが、皆さま、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。皆さまの同意がいただけましたので、この意見を審議会の意見として付けていただきます。

せっかくの機会ですので、何か全体を通してご意見等、ありますでしょうか。

では、特になしということで次にまいります。

今日、さまざまなご意見をいただき、修正もありました。口頭で説明されたものを、事務局の方で文字にさせていただきますが、その取扱いについて、皆様のご意見はいかがでしょうか。審議会としては、今日が最後となっておりますが、いかがでしょうか。

事務局

対応の仕方としては2つあるかと思います。一つは、事務局の方で修正したものを委員の皆さまに配布して確認していただく方法です。もう一つは、比較的軽微な修正であれば、会長に一任して、会長に判断していただく方法で、これらのいずれかだと思います。

会長

事務局から2つの方法を提案いただきましたが、いかがでしょうか。

委員

会長に一任したいと思います。

会長

他の皆さま、いかがでしょうか。

特にご異議はないようですので、会長と事務局の方でやり取りをして、審議会の意見を確定したいと思います。

それでは、以上、議題はすべて終了しました。事務局から何かありますでしょうか。

事務局

今後の予定ですが、富川会長に確認していただいた上で、できれば年内を目途に、市長に対して答申をしていただきます。その後、2月末までにパブリックコメントを実施し、3月末までに新たな基本方針を策定し、公表する予定です。事務局からは以上です。

会長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等がありますでしょうか。

委員

パブリックコメントの後、そのコメントによって修正はあるということでしょうか。

会長

事務局、お願いします。

事務局

はい。そういう制度ですので、修正はあり得ます。ですが、答申をいただいた後は、審議会の手は離れるということになります。

委員

その修正について、審議会委員に対して報告はあるのでしょうか。

会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

お知らせすることにします。

会長

それでは、対応をよろしくお願ひします。その他、ご質問等、ありますでしょうか。

特になしということで、それでは、以上をもって、本日の審議は全て終了しました。委員の皆様には、長時間にわたり、議事の進行にご協力をいただき、大へん有り難うございました。それでは、事務局にお返します。

事務局

会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には、昨年度から、5回にわたり熱心にご審議いただき、誠に有り難うございました。お陰様で、諮問に対する答申案をとりまとめていただき、何とか改定案を策定することができそうでございます。今年度の審議会は今回で終了となりますが、次年度以降もどうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本日は、大へんお疲れさまでした。お忘れ物のありませぬように、また、道中、お気をつけてお帰りください。